

市議会における新個人情報保護法への対応について

米子市議会事務局

1 現状

現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに、個人情報保護法(民間事業者)、行政機関個人情報保護法(国の行政機関)、独立行政法人等個人情報保護法(独立行政法人等)の3本の法律が定められているとともに、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められている。

米子市議会は、単独で条例等は定めていないが、執行部において「米子市個人情報保護条例」により個人情報保護について必要な事項を定めており、その中で実施機関として議会が適用されている。

2 経緯

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となり得ること等から、現行法制の不均衡、不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われた。

3 見直しの概要

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が新個人情報保護法に統合された。これにより、大学・病院等を含む民間事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関(議会を除く)等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定され、また、国の個人情報保護委員会がこれらの機関等を監視することとされた。

4 議会としての対応

地方公共団体の執行機関には、今回の法律改正による新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることとなるが、地方議会は、国会と同様、法改正の適用対象外とされており(新個人情報保護法第2条第11項第2号)、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされている。

このため、個人情報保護法の改正規定の施行(令和5年4月1日)までに、議会における個人情報保護に関する条例の制定等、議会として適切な対応を図る必要がある。

現在、全国市議会議長会では、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と共同してこれらの事項の検討に取り組むとともに、総務省及び個人情報保護委員会と意見交換を行っており、このたび、個人情報保護条例案を作成する際に参考となる条例(例)及びその関連資料の提供があったところである。

以上のことから、本市議会においては、全国市議会議長会の条例(例)や他市議会の動向を注視するとともに、執行部の状況等を踏まえながら、個人情報の保護に関する条例の制定に向けて令和4年度中の上程を目指すこととする。